平成２７年度

森林土木関連事業体との意見交換会

２　関係法令等の遵守について
（１）発注者綱紀保持に関すること

近畿中国森林管理局
計画保全部治山課
森林整備部森林整備課

事業者の皆様へ

平成２８年３月１６日
近畿中国森林管理局

森林土木関連事業体との意見交換会
（近畿中国森林管理局における発注者綱紀保持対策と国家公務員の倫理）

１　発注者綱紀保持対策

（１）近畿中国森林管理局における発注者綱紀保持対策について（別添）

（２）個別の入札案件に関するお問合せ

森林土木事業の一般競争入札に当たっては、作業内容、作業期間、作業方法、特記事項等の個別の入札案件に関するお問合せは、発注書等に文書（ファックス）のみとさせていただいております。

また、お問合せに対する回答は、署等閲覧場所及び局ホームページでご確認をお願いしております。

（３）入札制度、入札参加資格要件・総合評価落札方式における評価基準、事業成績評定等に関するお問合せ

入札制度等に関するお問合せは、局経理課まで文書（郵送）によりお願いしております。

また、お問合せに対する回答は、局ホームページでご確認をお願いしております。

（４）その他契約情報の公表

契約の相手方、予定価格、契約金額等契約に係る情報は、局ホームページで公表しています。

２　国家公務員の倫理

国家公務員倫理法第３条では、

① 職員は、国民全体の奉仕者であり、国民の一部に対してのみの奉仕者ではないことを自覚し、職務上知り得た情報について国民の一部に対してのみ有利な取扱いをする等国民に対し不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならない

② 職員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならない

③ 職員は、法律により与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者からの贈与等を受けること等の国民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならない

と規定されています。

参考１のとおり、国家公務員倫理規程において「利害関係者」又は「事業者等」との間での「禁止行為」が定められており、事業者の皆様には、職員に対して、これらに該当するようなお気遣いをなさらないようお願いします。

（別添）

事業者の皆様へ

平成２１年４月１日
近畿中国森林管理局

近畿中国森林管理局における発注者綱紀保持対策について

１　近畿中国森林管理局では、「林野庁発注者綱紀保持マニュアル」に基づき、 発注事務の適正性及び透明性の向上並びに発注事務に係る綱紀の保持を強化することとしたし ました。

２　近畿中国森林管理局の発注事務については、今後、このマニュアルに基づいて、事業者の皆様との応接や「不当な働きかけ」に対する対応など、以下のとおり取り組みます。

事業者の皆様におかれましては、近畿中国森林管理局における発注者綱紀保持のための取組の趣旨をご理解いただきますようお願いいたします。

林野庁発注者綱紀保持マニュアルに基づく主な取組

(1)　事業者の皆様との応接方法について

①　執務室への自由な出入りを制限し、受付カウンターや応接スペース等で対応します。

②　複数の職員により対応します。

(2)　不当な働きかけの記録・公表について

対面、郵送、電話等の手段に関わらず、次のような不当な働きかけを受けた場合は、これを拒否するとともに、その内容を記録し、発注者綱紀保持委員会に報告します。

さらに、発注者綱紀保持委員会が調査分析の上、「不当な働きかけ」と認めた場合には不当な働きかけの日時、働きかけを行った者の氏名及びその内容等を公表します。

①　有利な競争参加資格の設定に関する依頼
②　指名競争入札において指名又は指名しないことの依頼
③　受注すること又は受注させないことの依頼
④　公表前における設計金額、予定価格、見積金額又は低入札価格調査制度の調査基準価格に関する情報を聴取
⑤　公表前における総合評価落札方式における技術点に関する情報聴取
⑥　公表前における発注予定に関する情報を聴取
⑦　公表前における入札参加者に関する情報を聴取
⑧　その他の特定の者への便宜又は利益若しくは不利益の誘導につながるおそれのある依頼又は情報聴取

なお、「林野庁発注者綱紀保持マニュアル（近畿中国森林管理局版）」及び「近畿中国　森林管理局発注者綱紀保持委員会については、当森林管理局のホームページ「http://www.rinya.maff.go.jp/kinki/apply/publicsale/kouki_hoji/index.html」をご覧下さい。

（別添２）

国家公務員倫理規程（平成１２年政令第１０１号）
～抜粋～

（利害関係者）

第２条　この政令において、「利害関係者」とは、職員が職務として携わる次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。［ただし書省略］

一～六［略］

７　国の支出の原因となる契約に関する事務若しくは会計法（昭和22年法律第35号）第２９条に規定する契約に関する事務又はこれらの契約に相当する特定独立行政法人の業務に係る契約に関する事務　これらの契約を締結している事業者等、これらの契約の申込みをしている事業者等及びこれらの契約の申込みをしようとしていることが明らかである事業者等

（禁止行為）

第３条　職員は、次に掲げる行為を行ってはならない。

一　利害関係者から金銭、物品又は不動産の贈与（せん別、祝儀、香典又は供花その他これらに類するものとしてされるものを含む。）を受けること。

二　利害関係者から金銭の貸付け（業として行われる金銭の貸付けにあっては、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限る。）を受けること。

三　利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で物品又は不動産の貸付けを受けること。

四　利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けること。

五　利害関係者から未公開株式（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されておらず、かつ、同法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式をいう。）を譲り受けること。

六　利害関係者から供応接待を受けること。

七　利害関係者と共に遊技又はゴルフをすること。

八　利害関係者と共に旅行（公務のための旅行を除く。）をすること。

九　利害関係者をして、第三者に対し前各号に掲げる行為をさせること。

（利害関係者以外の者等との間における禁止行為）

第５条　職員は、利害関係者に該当しない事業者等であっても、その者から供応接待を繰り返し受ける等社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けてはならない。

２　職員は、自己が行った物品若しくは不動産の購入若しくは借受け又は役務の受領の対価を、その者が利害関係者であるかどうかにかかわらず、それらの行為が行われた場に居合わせなかった事業者等にその者の負担として支払わせてはならない。

国民の皆様の 8つの疑問 にお答えします

――国家公務員倫理法・倫理規程について――

その１ 国家公務員倫理法、国家公務員倫理規程とは、どのようなものですか？

国家公務員倫理法（倫理法）は、公務に対する国民の信頼を確保することを目的とした法律です。**国家公務員倫理規程**（倫理規程）は倫理法に基づく政令で、**「利害関係者」に該当する人との付き合い方等について、国家公務員が守るべきルール**が定められています。

※ 国家公務員倫理審査会のホームページ（http://www.jinji.go.jp/rinri/）には、倫理法・倫理規程の全文のほか、各種広報用資料、解説と質疑応答集等が掲載されています。また、ホームページ上で倫理法・倫理規程や国家公務員の倫理に関する御意見、御質問も受け付けていますので、御利用ください。

その２ 国家公務員にとって「利害関係者」とはどのような人が該当するのですか？

倫理規程では、**「許認可等の相手方」、「立入検査等の相手方」、「契約の相手方」**など、担当する仕事の相手方を「利害関係者」として具体的に定めています。

その３ 国家公務員に飲食の接待をすることは禁止されているのですか？

国家公務員は、利害関係者から飲食等の接待を受けることは禁止されています。利害関係者からでなくても、同じ相手から何度も食事をごちそうになる等、社会通念を超えるような接待を受けることは禁止されています。

その４ 国家公務員と割り勘で一緒に食事をしたり、お酒を飲んだりすることはできますか？

国家公務員は、**自分の飲食費用を自ら負担する場合**又は利害関係者ではない第三者が負担する場合には、**利害関係者と共に飲食をすることができます。**（１万円を超えるときは倫理監督官への事前の届出が必要となります。）

ただし、**国家公務員による飲食費用の負担が十分ではなく、実際の費用との差額分を利害関係者が負担すること**は、利害関係者から当該差額分の接待を受けることとなるため、**禁止**されます。

その5
国家公務員に季節の贈り物やお礼の品を贈ることは問題ありませんか？

国家公務員は利害関係者から金銭・物品の贈与を受けることが禁止されていますので、**利害関係者からはお中元やお歳暮などの季節の贈り物やお礼の品を受け取ることができません。利害関係者からでなければ、通常の社交儀礼の範囲内で受け取ることができます。**

その6
国家公務員に講演や原稿執筆の依頼をすることはできますか？

講演や原稿の執筆を引き受けることについては特に問題ありません。ただし、依頼者が利害関係者に当たる場合は、報酬を受けて講演や原稿執筆等をするためには、国家公務員はあらかじめ各府省の承認を受ける必要があり、その際、受け取ることができる報酬の額についても、各府省で基準が定められています。また、報酬の額について事後に報告をしなければならない場合があります。

その7
国家公務員は利害関係者から香典や祝儀を受け取ることができないそうですが、それはなぜですか？

倫理法・倫理規程ができる以前、国家公務員の親族の葬儀に際して、仕事上の関係者から多額の香典が集められるというケースが見られました。過去にこのような問題があったことを踏まえ、**仕事の公正さに対して国民から疑惑や不信を招きかねないような行為は厳に慎むべき**との観点から、倫理規程では利害関係者から香典や祝儀を受け取ることを禁止しています。

その8
国家公務員は利害関係者と一緒にゴルフや旅行ができないそうですが、それはなぜですか？

倫理法・倫理規程ができる以前、国家公務員が関係業者から過剰な接待を受け、大きな社会問題となりましたが、そうした過剰接待の典型例としてゴルフ接待や接待旅行がありました。残念ながら、最近でもこうした不祥事が見受けられ、国家公務員が利害関係者と一緒にゴルフや旅行をすることは、国民から「不適切な関係にあるのではないか」との疑惑を招くおそれがあります。こうした理由で、割り勘であっても、利害関係者とのゴルフや旅行は倫理規程によって禁止されています。

もちろん、**ゴルフや旅行自体が悪いわけではありませんし、利害関係者でない人と一緒にゴルフや旅行に行くことは全く問題ありません。また、ゴルフについて、自分が会員となっているゴルフクラブの月例コンペ（利害関係者も参加）に参加する場合等、認められる場合もありますし、旅行についても、仕事の都合で一緒に出張をしなければならない場合等、認められる場合もあります。**
（詳細については、ホームページを御覧ください。）

公務員倫理ホットライン（倫理審査会の通報・相談窓口）
TEL 03-3581-5344　e-mail rinrimail@jinji.go.jp
国家公務員の倫理に反すると疑われる行為に気付かれた方は国家公務員倫理審査会事務局へ御連絡ください。
通報者の氏名等は窓口限りにとどめられます。
国家公務員倫理審査会事務局
〒100-8913 東京都千代田区霞が関 1-2-3　ホームページ http://www.jinji.go.jp/rinri/

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

※新しくなったリーフレット

ここがポイント

公務員倫理

詳細情報については、国家公務員倫理審査会ウェブサイト(**http://www.jinji.go.jp/rinri/**)を御覧ください。

Q 1 公務員の倫理法とは、何ですか?

A

1990年代の幹部公務員を中心とした過剰な接待などの不祥事を契機として定められた国家公務員の倫理に関する法律です。倫理法は公務に対する国民の信頼を確保するため、事業者の皆様と公務員との適切な付き合い方のルールなどを定めています。

Q 2 どういうルールが定められていますか?

A

「利害関係者」との間で、例えば次のことができません。

- 金銭・物品の贈与を受けること
- 無償でサービスの提供を受けること
- 一緒に麻雀・ゴルフ・旅行をすること
- 金銭の貸付けを受けること
- 供応接待を受けること

Q 3 「利害関係者」って誰のことですか?

A

「利害関係者」とは、許認可、立入検査、契約などの業務で、国家公務員が接触する相手方のことです。

Q 4 公務員と利害関係者は、一緒に飲んだり、食事をしたりしてはいけないのですか?

A

利害関係者の負担で飲食をすることが禁止されています。

ただし、国家公務員が飲食費用を自ら負担する場合(割り勘の場合)には、利害関係者と共に飲食をすることができます。このとき、いわゆる「割り勘割れ」(利害関係者側が多く負担すること)にならないよう、注意する必要があります。

Q 5 利害関係者から祝儀・香典を受け取ることはできるのでしょうか?

A

利害関係者から祝儀・香典を受け取ることはできません。

受付の方が利害関係者であることを知らずに祝儀・香典を受け取った場合は、速やかに利害関係者に返却すれば法令違反には当たらないこととしています。

Q 6 公務員に講演や原稿執筆を頼みたいのですが・・・

A

講演や原稿執筆を引き受けること自体は、倫理法令上の禁止行為には当たりません。
なお、講演料や原稿料の額については府省ごとに基準が設けられています。

Q 7 補助金の交付を受けて事業を行っていますが、私の車に交付元の担当部局の国家公務員を乗せてはいけないのでしょうか?

A

利害関係者から提供された自動車に同乗することは、原則として禁止行為に当たります。

Q 8 一緒にゴルフ・旅行をしたいのですが・・・

A

過去に、国家公務員が利害関係者と一緒にゴルフをしたり、一緒に旅行に行ったりした際に、過剰な接待を受けていたことがありました。そこで、国家公務員が利害関係者と一緒にゴルフ・旅行をすることは、その行動自体で利害関係者と親密な関係があると疑われるおそれがあることから、禁止されています。

このような背景もあり、ゴルフコンペに参加した際にたまたま利害関係者と一緒になったような場合などを除いて、たとえ割り勘であっても、利害関係者と一緒にゴルフ・旅行をすることはできないこととなっています。

Q 9 違反かな?と思ったら、どうすればいいのでしょうか? 相談・通報すると、気まずくなるのでは・・・

A

相談・通報の窓口としては、国家公務員の所属府省が設置する窓口と、各府省から独立した国家公務員倫理審査会が設置する窓口があります。国家公務員倫理審査会が設置する窓口は、次のとおりです。

公務員倫理ホットライン

TEL：03−3581−5344

(土・日・祝日及び12/29～1/3までを除く、9：30～18：15)

FAX：03−3581−1802

公務員倫理ホットライン　検索

匿名での相談・通報も受け付けています。

※　相談・通報した方の氏名など個人が特定される情報は窓口限りにとどめられるなど、相談・通報したことにより不利益な取扱いを受けることのないよう万全を期しています。

国家公務員倫理審査会事務局
〒100-8913 東京都千代田区霞が関１－２－３
http://www.jinji.go.jp/rinri/

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

平成27年11月

※近畿中国森林管理局ホームページより

近畿中国森林管理局

発注者綱紀保持対策

林野庁直轄事業の発注事務に係るアンケート調査結果について

- 林野庁直轄事業の発注業務に係るアンケート調査結果について（林野庁へリンク）

近畿中国森林管理局における発注者綱紀保持対策について

近畿中国森林管理局では、「農林水産省発注者綱紀保持規程」（平成19年農林水産省訓令第22号）に基づき、公共工事における談合等の不正行為を排除するなど公共調達の適正化のため、「林野庁発注者綱紀保持マニュアル(近畿中国森林管理局版)」を策定し、森林管理局及び各署等における各種事業の発注事務について、発注担当職員その他の関係職員の関係法令の遵守及び綱紀の保持に関する意識の高揚を図り、その透明性、公平性及び公正性を確保し、国民の信頼を確保することを目的に綱紀保持対策に取り組んでいます。

具体的には、「事業者の皆様へ」以下を参照下さい。

- 事業者の皆様へ
- 「不当な働きかけ」に関する公表(該当事例がありません)
- 林野庁発注者綱紀保持マニュアル(近畿中国森林管理局版)【平成24年2月改正】
- 農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）
  発注事務の適正性及び透明性の向上並びに発注事務に係る綱紀の保持を図り、国民の信頼を確保することを目的に制定。
- 農林水産省発注者綱紀保持様式
- 発注者綱紀保持委員会規則(平成19年7月31日19経第709号大臣官房長通知)
  公共工事等の発注事務に係る関係法令の遵守はもとより、国民の疑惑を招かないよう発注事務に係る綱紀の保持を図り、もって発注事務に対する国民の信頼を確保するため、発注者綱紀保持委員会を設置（農林水産省発注者綱紀保持規程 第9条に規定）。
- 近畿中国森林管理局発注者綱紀保持委員会設置要領（平成19年8月29日19近総第126号）【平成20年6月改正】
- 近畿中国森林管理局発注者綱紀保持小委員会設置要領（直轄事業契約監視等委員会）
  近畿中国森林管理局発注者綱紀保持委員会設置要領（以下「要領」という。）3の（2）の規定に基づき設置された特定の事項に限定した調査審議機関。

平成19年度	発注者綱紀保持委員会(第1回)議事概要	平成19年12月3日議決
	発注者綱紀保持委員会(第2回)議事概要	平成20年3月26日議決
平成20年度	発注者綱紀保持委員会(第1回)議事概要	平成20年11月28日議決
	発注者綱紀保持委員会（第2回）議事概要	平成21年3月26日議決
平成21年度	発注者綱紀保持委員会（第1回）議事概要	平成22年3月24日議決
平成22年度	発注者綱紀保持委員会（第1回）議事概要	平成22年7月29日議決
	発注者綱紀保持委員会（第2回）議事概要	平成23年3月23日議決
平成23年度	発注者綱紀保持委員会（第1回）議事概要	平成23年12月21日議決
	発注者綱紀保持委員会（第2回）議事概要	平成24年3月26日議決
平成24年度	発注者綱紀保持委員会（第1回）議事概要	平成24年6月22日議決
	発注者綱紀保持委員会(第2回)議事概要	平成24年11月30日議決
	発注者綱紀保持委員会(第3回)議事概要	平成25年3月14日議決
平成25年度	発注者綱紀保持委員会（第1回）議事概要	平成25年10月30日議決
	発注者綱紀保持委員会（第2回）議事概要	平成26年3月6日議決
平成26年度	発注者綱紀保持委員会（第1回）議事概要	平成26年9月11日議決
	発注者綱紀保持委員会（第2回）議事概要	平成26年12月25日議決
平成27年度	発注者綱紀保持委員会（第1回）議事概要	平成27年6月8日議決
	発注者綱紀保持委員会（第2回）議事概要	平成28年1月14日議決

PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先からダウンロードしてください。

〒530-0042 大阪府大阪市北区天満橋1丁目8番75号 （代表電話）050-3160-6700
Copyright:2008 KINKI・CHUGOKU Regional Forest Office

※国家公務員倫理審査会ホームページより

国家公務員倫理審査会
National Public Service Ethics Board

プライバシーポリシー　English

National Public Service Ethics Board

公表資料

- 16/1/29　「公務員倫理に関する懇談会」の開催について
- 15/12/17　指定職以上の職員に係る贈与等報告書の提出状況について（平成27年度第2／四半期分）
- 15/11/24　国家公務員倫理週間の特設ページを開設しました。
- 15/11/19　「公務員倫理セミナー」の開催について ― 盛岡市で開催 ―
- 15/11/16　新しいリーフレットができました 「ここがポイント公務員倫理」

これまでの掲載情報はこちら

≫国民の疑惑や不信を招く行為の禁止

- 概要［PDF］
- 国家公務員倫理規程解説［PDF］
- 国家公務員倫理規程質疑応答集［PDF］

≫事業者等との関係の透明性の確保

- 概要［PDF］
- 各種報告書の様式
- 贈与等報告書の閲覧制度
- 株取引等報告書、所得等報告書の記載要領［PDF］

≫よくあるご質問

- Q&A倫理法・倫理規程
- 倫理規程事例集（平成21年改訂版）［PDF］
- 倫理規程事例集（平成24年増補版）［PDF］

≫倫理法等違反事案への対応

- 調査の流れ［PDF］
- 懲戒基準［PDF］
- 調査及び懲戒処分等の状況［PDF］
- 違反事案の概要

≫経済団体、民間企業等の皆様へ

審査会では、経済団体、民間企業等の皆様に倫理法・倫理規程をご理解いただくため様々な取組を行っています。詳しくはこちらをご覧ください。

公務員倫理ホットライン

- 業者からの金品の受領、接待など、国家公務員の倫理に反すると疑われる行為に気付かれた方はこちらへ。
- ご意見・ご質問

※各種パンフレット

- 国家公務員倫理審査会の活動［PDF］
- 国家公務員の倫理保持のためのルール［PDF］
- NEW ここがポイント公務員倫理［PDF］
- 国家公務員倫理カード［PDF］

※研修資料

- 研修教材パッケージ「公務員倫理」
- 倫理法・倫理規程セルフチェックシート
- 事例で学ぶ倫理法・倫理規程［You Tube 動画］
- 国家公務員倫理教本［PDF］

公務員倫理ホットライン

国家公務員の倫理に関する相談・情報提供はこちら

国家公務員倫理審査会

- 会長及び委員
- 所掌事務

意見聴取・啓発活動

- 懇談会・セミナー
- 各種アンケート調査

法令

- 国家公務員倫理法
- 国家公務員倫理法の概要［PDF］
- 国家公務員倫理規程
- 国家公務員倫理規程の概要［PDF］
- 人事院規則22-0
- 人事院規則22-1
- 人事院規則22-2
- 人事院規則22-3
- 各府省における職員の職務に係る倫理に関する訓令
- 行政執行法人における職員の職務に係る倫理に関する規則

リンク

- 人事院
- 人事院公務員研修所
- 人事院地方事務局（所）
- 各府省
- 電子政府の総合窓口

国家公務員倫理審査会　〒100-8913　東京都千代田区霞が関1－2－3　案内図［PDF］　TEL:03-3581-5311（代表）　FAX:03-3581-1802

国家公務員、国の契約等発注事務に関連する法令の抜粋

1　国家公務員法

2　国家公務員倫理法、国家公務員倫理規程

3　農林水産省発注者綱紀保持規程

4　公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律

5　公共工事の品質確保の促進に関する法律

6　刑法、刑事訴訟法

7　予算執行職員等の責任に関する法律

8　入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律

9　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律

10　懲戒処分の指針について

1　国家公務員法（昭和２２年法律第１２０号）
最終改正：平成２７年９月１１日法律第６６号

（服務の根本基準）
第９６条
すべて職員は、国民全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

（法令及び上司の命令に従う義務並びに争議行為等の禁止）
第９８条
職員は、その職務を遂行するについて、法令に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

（信用失墜行為の禁止）
第９９条
職員は、その官職の信用を傷つけ、又は官職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

（秘密を守る義務）
第１００条
職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後といえども同様とする。

2　国家公務員倫理法（平成１１年法律第１２９号）
　　最終改正：平成２７年９月１１日法律第６６号

（職員が遵守すべき職務に係る倫理原則）
第３条
　職員は、国民全体の奉仕者であり、国民の一部に対してのみの奉仕者ではないことを自覚し、職務上知り得た情報について国民の一部に対してのみ有利な取扱いをする等国民に対し不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならない。
３　職員は、法律により与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者からの贈与等を受けること等の国民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならない。

国家公務員倫理規定（平成１２年政令第１０１号）
　　最終改正：平成２７年１２月１８日政令第４２７号

（利害関係者）
第２条
　この政令において、「利害関係者」とは、職員が職務として携わる次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。
一～六［略］
七　国の支出の原因となる契約に関する事務若しくは会計法（昭和２２年法律第３５号）第２９条に規定する契約に関する事務又はこれらの契約に相当する行政執行法人の業務に係る契約に関する事務これらの契約を締結している事業者等、これらの契約の申込みをしている事業者等及びこれらの契約の申込みをしようとしていることが明らかである事業者等。

（禁止行為）
第３条
　職員は、次に掲げる行為を行ってはならない。
一　利害関係者から金銭、物品又は不動産の贈与（せん別、祝儀、香典又は供花その他これらに類するものとしてされるものを含む。）を受けること。
二　利害関係者から金銭の貸付け（業として行われる金銭の貸付けにあっては、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限る。）を受けること。
三　利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で物品又は不動産の貸付けを受けること。
四　利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けること。
五　利害関係者から未公開株式（金融商品取引法（昭和２３年法律第２５号）第２条第１６項に規定する金融商品取引所に上場されておらず、かつ、同法第６７条の１１第１項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式をいう。）を譲り受けること。
六　利害関係者から供応接待を受けること。
七　利害関係者と共に遊技又はゴルフをすること。
八　利害関係者と共に旅行（公務のための旅行を除く。）をすること。
九　利害関係者をして、第三者に対し前各号に掲げる行為をさせること。

3　農林水産省発注者綱紀保持規程（平成１９年農林水産省訓令第２２号）
最近改正：平成２７年１０月１日農林水産省訓令第２０号

※抜粋
（目的）
第１条
この訓令は、農林水産省における発注事務に関し、発注担当職員及び管理監督者の法令遵守等の責務、事業者との応接方法、第三者からの不当な働きかけを受けた場合の対応等について定めることにより、発注事務の適正性及び透明性の向上並びに発注事務に係る綱紀の保持を図り、もって発注事務に対する国民の信頼を確保することを目的とする。

（職員の責務）
第３条
発注担当職員は、発注事務に関して、国民の疑惑を招くことのないようにしなければならない。
２　発注担当職員は、発注事務の実施に当たっては、会計法（昭和２２年法律第３５号）、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成１２年法律第１２７号）、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成１４年法律第１０１号）、刑法（明治４０年法律第４５号）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）その他の発注事務に係る会計法令等を遵守しなければならない。
３　発注担当職員は、発注事務の実施に当たっては、透明性、公平性及び公正性の確保に十分留意するものとし、発注事務に関する苦情、相談、問い合わせ等があった場合は、必要に応じ管理監督者等と相談の上、適切に対応しなければならない。

（秘密の保持）
第６条
管理監督者及び発注担当職員は、落札者決定前における予定価格及び個々の入札における競争参加有資格者名その他の発注事務に関する職務上知り得た秘密（公表を制限された情報を含む。）を保持しなければならず、当該建設工事等に係る発注担当職員でない職員その他の者にこれを教示若しくは示唆をし、又は発注事務の目的外に利用してはならない。

（事業者との応接方法）
第７条
管理監督者及び発注担当職員は、事業者と接するときは、公平かつ適正に対応し、一部の事業者が有利又は不利となるように取り扱ってはならない。
２　管理監督者及び発注担当職員は、事業者との応接に当たっては、第１２条第２号の場所その他適切な場所において、複数の職員で対応する等国民の疑惑や不信を招くことのないようにするものとする。

（第三者からの不当な働きかけを受けた場合の対応）
第10条
発注担当職員は、勤務時間の内外を問わず、次の各号に該当する第三者からの不当な働きかけ（対面、郵送、電話、ファクシミリ、電子メール等による手

段等）を受けた時は、当該働きかけを拒否しなければならない。また、当該第三者に対して、不当な働きかけを受けた内容を記録し、公表する旨を伝えなければならない。

（１）自らに有利な競争参加資格の設定に関する依頼
（２）指名競争入札において自らを指名すること又は他者を指名しないことの依頼
（３）自らが受注すること又は他者に受注させないことの依頼
（４）公表前における設計金額、予定価格、見積金額又は低入札価格調査制度の調査基準価格に関する情報聴取
（５）公表前における総合評価落札方式における技術点に関する情報聴取
（６）公表前における発注予定に関する情報聴取
（７）公表前における入札参加者に関する情報聴取
（８）その他の特定の者への便宜又は利益若しくは不利益の誘導につながるおそれのある依頼又は情報聴取

（発注者綱紀保持対策の競争参加有資格者への周知）
第15条
内局及び外局、施設等機関、地方支分部局、並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターの長は、発注者綱紀保持対策の策定に当たっては、あらかじめ委員会の意見を聴くこととし、建設工事等の発注事務に係る綱紀の保持に関する理解及び協力を得るため、競争参加有資格者に対し、発注者綱紀保持対策を掲示及びホームページにより周知するものとする。

4　公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成１２年法律第１２７号）
　　最終改正：平成２７年９月１１日法律第６６号

（公共工事の入札及び契約の適正化の基本となるべき事項）
第３条
　公共工事の入札及び契約については、次に掲げるところにより、その適正化が図られなければならない。
一　入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性が確保されること。
二　入札に参加しようとし、又は契約の相手方になろうとする者の間の公正な競争が促進されること。
三　入札及び契約からの談合その他の不正行為の排除が徹底されること。
四　その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結が防止されること。
五　契約された公共工事の適正な施工が確保されること。

＜公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針＞
（平成１３年３月９日閣議決定）

３　主として入札及び契約からの談合その他の不正行為の排除の徹底に関する事項
①談合情報への適切な対応
②一括下請負等建設業法違反への適切な対応
③不正行為の排除のための捜査機関等との連携
④不正行為が起きた場合の厳正な対応
　指名停止が恣意的に行われないよう、あらかじめ指名停止基準を策定し、これを公表。
⑤談合に対する発注者の関与の防止
　法及び適正化指針に基づく入札及び契約の手続の透明性を向上させることや、情報管理の徹底等により、不正行為の発生しにくい環境を整備。

5　公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成１７年法律第１８号）
最終改正：平成２６年６月４日法律第５６号

（基本理念）
第３条
公共工事の品質は、公共工事が現在及び将来における国民生活及び経済活動の基盤となる社会資本を整備するものとして社会経済上重要な意義を有することに鑑み、国及び地方公共団体並びに公共工事の発注者及び受注者がそれぞれの役割を果たすことにより、現在及び将来の国民のために確保されなければならない。
１～７［略］
８　公共工事の品質確保に当たっては、入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性並びに競争の公正性が確保されること、談合、入札談合等関与行為その他の不正行為の排除が徹底されること、その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結が防止されること並びに契約された公共工事の適正な施工が確保されることにより、受注者としての適格性を有しない建設業者が排除されること等の入札及び契約の適正化が図られるように配慮されなければならない。

6　刑法（明治４０年法律第４５号）
　　最終改正：平成２５年１１月２７日法律第８６号

（公契約関係競売等妨害）
第９６条の６
　偽計又は威力を用いて、公の競売又は入札で契約を締結するためのものの公正を害すべき行為をした者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
２　公正な価格を害し又は不正な利益を得る目的で、談合した者も、前項と同様とする。

（収賄、受託収賄及び事前収賄）
第１９７条
　公務員が、その職務に関し、賄賂を収受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役に処する。この場合において、請託を受けたときは、七年以下の懲役に処する。

刑事訴訟法（昭和２３年法律第１３１号）
　　最終改正：平成２６年６月２５日法律第７９号

第二百三十九条
　何人でも、犯罪があると思料するときは、告発をすることができる。
２　官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。

7　予算執行職員等の責任に関する法律（昭和２５年法律第１７２号）
最終改正：平成１９年６月１３日法律第８５号

（予算執行職員の義務及び責任）
第３条
予算執行職員は、法令に準拠し、且つ、予算で定めるところに従い、それぞれの職分に応じ、支出等の行為をしなければならない。
２　予算執行職員は、故意又は重大な過失に因り前項の規定に違反して支出等の行為をしたことにより国に損害を与えたときは、弁償の責に任じなければならない。
３　前項の場合において、その損害が二人以上の予算執行職員が前項の支出等の行為をしたことにより生じたものであるときは、当該予算執行職員は、それぞれの職分に応じ、且つ、当該行為が当該損害の発生に寄与した程度に応じて弁償の責に任ずるものとする。

8　入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成１４年法律第１０１号）
最終改正：平成２６年６月１３日法律第６７号

（趣旨）
第１条
この法律は、公正取引委員会による各省各庁の長等に対する入札談合等関与行為を排除するために必要な改善措置の要求、入札談合等関与行為を行った職員に対する損害賠償の請求、当該職員に係る懲戒事由の調査、関係行政機関の連携協力等入札談合等関与行為を排除し、及び防止するための措置について定めるとともに、職員による入札等の公正を害すべき行為についての罰則を定めるものとする。

（定義）
第２条
１～３［略］
４　この法律において「入札談合等」とは、国、地方公共団体又は特定法人（以下「国等」という。）が入札、競り売りその他競争により相手方を選定する方法（以下「入札等」という。）により行う売買、貸借、請負その他の契約の締結に関し、当該入札に参加しようとする事業者が他の事業者と共同して落札すべき者若しくは落札すべき価格を決定し、又は事業者団体が当該入札に参加しようとする事業者に当該行為を行わせること等により、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為をいう。
５　この法律において「入札談合等関与行為」とは、国若しくは地方公共団体の職員又は特定法人の役員若しくは職員（以下「職員」という。）が入札談合等に関与する行為であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
一　事業者又は事業者団体に入札談合等を行わせること。
二　契約の相手方となるべき者をあらかじめ指名することその他特定の者を契約の相手方となるべき者として希望する旨の意向をあらかじめ教示し、又は示唆すること。
三　入札又は契約に関する情報のうち特定の事業者又は事業者団体が知ることによりこれらの者が入札談合等を行うことが容易となる情報であって秘密として管理されているものを、特定の者に対して教示し、又は示唆すること。
四　特定の入札談合等に関し、事業者、事業者団体その他の者の明示若しくは黙示の依頼を受け、又はこれらの者に自ら働きかけ、かつ、当該入札談合等を容易にする目的で、職務に反し、入札に参加する者として特定の者を指名し、又はその他の方法により、入札談合等を幇助すること。

（職員による入札等の妨害）
第８条
職員が、その所属する国等が入札等により行う売買、貸借、請負その他の契約の締結に関し、その職務に反し、事業者その他の者に談合を唆すこと、事業者その他の者に予定価格その他の入札等に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該入札等の公正を害すべき行為を行ったときは、五年以下の懲役又は二百五十万円以下の罰金に処する。

9　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）

第２条
６　この法律において「不当な取引制限」とは、事業者が、契約、協定その他何らの名義をもつてするかを問わず、他の事業者と共同して対価を決定し、維持し、若しくは引き上げ、又は数量、技術、製品、設備若しくは取引の相手方を制限する等相互にその事業活動を拘束し、又は遂行することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限することをいう。

第３条
事業者は、私的独占又は不当な取引制限をしてはならない。

第８条
事業者団体は、次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。
一　一定の取引分野における競争を実質的に制限すること。

第８９条
次の各号のいずれかに該当するものは、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。
一　第３条の規定に違反して私的独占又は不当な取引制限をした者。

（独占禁止法上の措置）
事業者が独占禁止法に違反すると、公正取引委員会から当該違反行為を排除するために必要な措置を命ずる排除措置命令や、金銭的不利益を課す課徴金納付命令が出されるほか、悪質かつ重大な事案等に対しては刑事告発が行われることがある。

10　懲戒処分の指針について（平成１２年３月３１日付け職職－６８　人事院事務総長通知）
最終改正：平成２７年２月２７日職審－５３

第２　標準例
１　一般服務関係
（１）～（10）［略］
（11）入札談合等に関与する行為
国が入札等により行う契約の締結に関し、その職務に反し、事業者その他の者に談合を唆すこと、事業者その他の者に予定価格等の入札等に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該入札等の公正を害すべき行為を行った職員は、免職又は停職とする。

（参考）
入札談合が行われた場合の刑罰規定の適用について

法律名	事業者側	職員側
刑法	競売入札妨害罪	
	（談合罪）	（談合罪の共犯）
官製談合防止法	職員による入札等の妨害の罪の共犯	職員による入札等の妨害の罪
独禁法	不正な取引制限の罪	不正な取引制限の罪の共犯

※林野庁発注者綱紀保持マニュアルより